

各国での日本語商標の扱いについて

2023年6月27日

執筆者 弁理士 岡田充浩

1 概要

近時、海外市場で商品の高品質をアピールするため、現地で日本語商標を登録し、日本製品であることを暗示させるプロモートがなされています。一方、現地の特許庁では、日本語商標は、自国の文字商標と異なる審査基準が採用されています。本稿では、各国での外国語商標の扱いについて御紹介を致します。

2 各国での外国語商標の扱い

2.1 台湾

台湾では、日本からの商標出願が多く、街中には日本語の看板や広告宣伝等が見受けられます。台湾では、日本語商標は、自国の文字商標とほぼ同様に扱われ、特許庁の商標データベースでは、日本語による検索が可能です。

1) 日本語商標の識別性の存否判断

識別性の存否判断では、日本語の観念が考慮され、観念が通用名称や一般的な説明用語に該当する場合や、スローガンやキャッチコピー等の広告用語に該当する場合、識別性を欠くとして商標登録が拒絶されます。

2) 日本語商標の類否判断

商標の類否判断では、日本語は、観念が生じない表音文字とみなされ、日本語の称呼及び外観が重視されます。但し日本語の観念が台湾の一般需要者に周知である場合は、例外的に日本語の観念が考慮されます。また特殊な外観的装飾を備える日本語については、外観が考慮されます。

2.2 中国

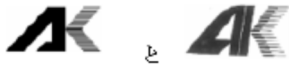
1) 外国語商標の類否判断

中国では、アルファベット文字の外国語商標は、自国の文字商標とほぼ同様に扱われ、類否判断等において、称呼・外観・観念が総合的に考慮されます。但し中国の一般消費者が認識できないアルファベット文字は、称呼及び観念が生じない造語と扱われます。

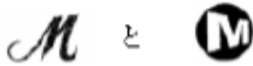
一方、非アルファベットの外国語商標は、称呼及び観念が生じない図形として扱われます。但し日本語商標については、同じ漢字文化圏の言語として、日本語（仮名）が中国語（漢字）とみなされて審査された事例があります。

・ 1又は2つのアルファベット文字／数字からなる外国語商標

以下のように、アルファベット文字等の字体やデザインが相異なるが、商標の全体的な外観が類似する場合、類似商標と判断されます。



但しアルファベット文字等の字体が一般的でなく、且つ字体が明らかに相異して、商標の全体的な外観が明らかに相異なる場合、類似と判断されません。



・3つ以上のアルファベット文字からなる外国語商標

アルファベット文字が個々に相異なるが、全体的に観念がない又は観念に明らかな相異がない場合、類似商標と判断されます。

但し以下のように、アルファベット文字の語頭部分が相異し、商標間の全体的な相違が明らかな場合、類似商標と判断されません。

LOVE と EOVE (観念：愛 と 意味なし)

RELGAN と SELGAN (観念 意味なし と 意味なし)

またアルファベット文字が個々に相異し、全体的な観念が相異して、商標間の全体的な相違が明らかな場合も、類似商標と判断されません。



また同一のアルファベット文字が異なる順序で配置され、商標間の全体的な相異が明らかな場合も、類似商標と判断されません。



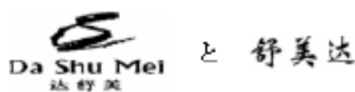
・2つ以上のアルファベット文字の語からなる外国語商標

以下のように、アルファベット文字が異なる順序で配置されるが、商標の全体的な観念に明らかな相異がない場合、類似商標と判断されます。

(例1) HAWKWOLF と WOLFHAWK

・アルファベット文字と中国語(漢字)との結合商標

以下のように、中国語(漢字)部分が商標全体の要部である場合であって、同一又は類似するときは、アルファベット文字部分の類否に言及されることなく、類似商標と判断されます。



・その他のアルファベット文字の外国語商標

アルファベット文字が、単数形と複数形／動名詞／略語／比較級と最上級／品詞／冠詞の追加／接続詞の追加／前置詞の追加等で相異なるが、商標の表現が基本的に同一である場合、類似商標と判断されます。

原則、アルファベット文字は、称呼及び観念が生じない造語と扱われます。但し以下のように、アルファベット文字を中国の一般消費者が認識できる場合、称呼及び観念を有する文字商標として判断されます。

MEN'S WEARHOUSE.

(※目にする機会が多く、中国の一般消費者が「男のたんす」と容易に認識できる。)

・非アルファベット文字の外国語商標

非アルファベット文字は、称呼及び観念が生じない図形と扱われます。但し非アルファベット文字を中国の一般消費者が認識できる場合、称呼及び観念を有する文字商標として判断されます。

・非アルファベット文字（仮名）のみからなる外国語商標

仮名のみからなる商標は、図形商標として扱われます。但し同じ漢字文化圏の言語として、以下のように、仮名が中国語と認識されて審査された事例があります。

「トモエ」（出願No.19652325）は、漢字の「トモエ」として認識された

・非アルファベット文字を含む外国語商標

非アルファベット文字と、漢字（簡体字、繁体字、和製漢字、異体字）／アルファベット文字との結合商標では、漢字／アルファベット文字が要部とされた場合、仮名に言及されることなく判断されるときがあります。

2. 3 香港

香港では、外国語（英語及び中国語以外の言語）商標については、出願の際、当該外国語の翻訳・翻字を提出しなければなりません。

1) 外国語商標の識別性の存否判断

提出された、翻訳・翻字・音訳等を考慮し、判読できない外国語の単語又は字体を含む外国語商標は、識別性を欠くと判断されます。

但し識別性を欠く外国語商標であっても、外国語の意味を理解するための証拠が考慮されることがあります。

また外国語が、商品役務を表す英語や中国語に似ている場合、記述的意味合いが強いと判断されます。

また外国語が、識別性を欠く英語又は中国語と併記される場合、英語又は中国語の翻訳と見做され、識別性を欠くと判断されます。

2) 外国語商標の類否判断

原則、商標の称呼・外観・観念夫々を総合的に考慮し、商標が創出する全体印象に基づき、商標類否が判断されます。なお異なる言語で表現される商標は、商標の全体印象が異なる可能性が高いため、類似とみなされない可能性が高いとされます。

2. 4 タイ

タイでは、外国語商標については、出願の際に、当該外国語の翻訳・音訳・発音・これらの証明証拠を提出しなければなりません。音訳とは出願商標をタイ語アルファベットで表現したものです。発音とは出願商標の発音を音で表現したものです。証明証拠は、一般的な辞書、信頼できる翻訳機関による翻訳とされています。これらの情報源は、正しい翻訳や音訳が審査官自らの手で再調査され、不一致な情報があれば出願人に修正指示が出されます。

1) 外国語商標の類否判断

提出された、翻訳・音訳・発音・これらの証明証拠に基づき、商標の外観による調査・商標のタイ語の発音による調査・商標の英語の発音による調査・商標の外国語の発音による調査が夫々行われます。

日本語（片仮名・平仮名・漢字）の商標は、称呼及び観念を有する文字商標と扱われ、例えば称呼のみが類似する場合には類似商標と判断されます。

更に中国語文字と日本語文字を示す、ウィーン図形分類コード夫々を用いて、図形／非アルファベット文字の調査が行われます。例えば、異なる片仮名・平仮名・漢字からなる日本語商標であっても、タイ語の音訳／発音や、商標全体の外観が類似する場合には類似商標と判断されます。

2) 外国語商標の識別性の存否判断

日本語（漢字・片仮名・平仮名）は、観念及び称呼を有する文字商標と扱われます。識別性の存否では、提出された翻訳・辞書・信頼できる翻訳機関による翻訳・インターネット情報・その他の情報源に基づき、日本語のタイ語訳が記述的表示であるか否かが判断されます。当該判断では、一般的なタイ人が直ちに理解し得るか否かの結果が考慮されない、とされています。

2. 5 その他

その他、韓国、シンガポール、マレーシア、ベトナム等での外国語商標の扱いについては誌面の頁数の関係から割愛致します。

3 むすび

商品の高品質をアピールするために、現地で日本語商標を登録することは、大切なファクターです。

しかしながら BRICs 等の新興国市場では、高品質の商品が常に求められるわけではなく、年齢・所得・身分に応じて要求される商品の品質や価格帯が異なります。これらの情報を分析し、旨く反映させたプロモートで海外での売り上げを伸ばしているニュースを耳にします。現地でのニーズに応じたブランドを熟慮し、日本語商標に絞ること、最適なイメージを有する文字や図形を商標登録することが大切です。

以上